

京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第87号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

建築基準法（以下「法」という。）の道路の要件に適合していない道を当該要件に適合する道路へと誘導することにより、その適切な維持管理、都市防災の機能の向上及び当該道に接した建築物の円滑な建替え等を図るため、次のとおり法第42条第1項第5号の規定により市長が位置の指定をする道について、建築基準法施行令（以下「令」という。）第144条の4第1項各号に掲げる基準と異なる基準として定めているものを変更することとしました。

1 建築基準法施行規則（以下「省令」という。）第9条の規定による申請の際現に存在している道のうち、適用時（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第2条の規定の施行の時をいう。）に現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上の道（法第42条第1項第5号の規定による位置の指定に係る幅員が4メートル以上のものに限る。）について同号の規定による位置の指定をすることができることとしました。

2 上記1の道に係る法第42条第1項第5号の規定による位置の指定の基準は、次のとおりとしました。

(1) 袋路状の道（その一端のみが道路に接続した道をいう。以下同じ。）にあつては省令第9条の規定による申請の際現に幅員が4メートル以上であること。ただし、市長が避難及び通行の安全上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(2) 幅員6メートル未満の袋路状の道にあつては、次の基準に適合していること。ただし、市長が避難及び通行の安全上支障がないと認めたときは、この限りでない。

ア 延長が70メートル以下であること。

イ 延長が35メートルを超えるときは、終端及び区間35メートル以内ごとに省令第9条の規定による申請の際現に令第144条の4第1項第1号ハに規定する国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられていること。

(3) 令第144条の4第1項第4号に掲げる基準に適合していること。

(4) 京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例第4条第1号、第2号、第7号、第9号及び第10号並びに第5条第2号に掲げる基準に適合していること。

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

## 京都市条例第 87 号

京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「法第3章の規定が適用されるに至った際」を「建築基準法施行規則（以下「省令」という。）第9条の規定による申請の際現に存在している道のうち、適用時（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第2条の規定の施行の時をいう。）に」に、「4メートル未満の袋路状の道（その一端のみが道路に接続した道をいう。）を拡幅した場合の」を「の道（法第42条第1項第5号の規定による指定に係る幅員が4メートル以上のものに限る。）に係る」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 袋路状の道（その一端のみが道路に接続した道をいう。以下同じ。）にあつては、省令第9条の規定による申請の際現に幅員が4メートル以上であること。ただし、市長が避難及び通行の安全上支障がないと認めたときは、この限りでない。
- (2) 幅員6メートル未満の袋路状の道にあつては、次の基準に適合していること。ただし、市長が避難及び通行の安全上支障がないと認めたときは、この限りでない。
  - ア 延長が70メートル以下であること。
  - イ 延長が35メートルを超えるときは、終端及び区間35メートル以内ごとに省令第9条の規定による申請の際現に令第144条の4第1項第1号ハに規定する国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられていること。

第6条第3号中「及び第7号から」を「、第7号、第9号及び」に改め、「まで」を削り、「前条第1号及び第2号」を「前条第2号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 令第144条の4第1項第4号に掲げる基準に適合していること。

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)